

## 丹波並木道中央公園恐竜遊具等設計施工業務 特記仕様書

## 1 業務名

丹波並木道中央公園恐竜遊具等設計施工業務

## 2 目的

フィールドミュージアムのコア施設である丹波並木道中央公園において、公園の新たなシンボルとなる恐竜の造形遊具や丹波の森を想起させる複合遊具及び遊具周辺の造成、外構を含めた設計及び施工を行う。

## 3 施工期限

令和4年3月25日限り

## 4 業務内容

丹波並木道中央公園の森林活動センター前広場及びあおぞら広場において、下記の仕様を満たす遊具を設置するとともに、必要となる造成、及び休憩所を含む外構整備の設計・施工を行う。

なお、施工においては、次の図書及び本仕様書によらなければならない。これらの図書及び本仕様書に記載がない事項は、監督員と協議の上で決定する。

- ・ 土木工事共通仕様書（兵庫県県土整備部）
- ・ 土木工事施工管理基準（兵庫県県土整備部）
- ・ 土木請負工事必携（兵庫県県土整備部）
- ・ 小型構造物標準図集（兵庫県県土整備部）
- ・ 土木設計業務等委託必携（兵庫県県土整備部）

## 4-1 目的物に関する事項

## (1) 設置箇所

丹波並木道中央公園内（森林活動センター前広場、あおぞら広場）

（別紙1、2、3参照）

## (2) 設置施設

設置箇所	項目	基数	内容
森林活動センター前広場	複合遊具	1基	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象年齢は6～12歳</li> <li>・ 園内の景観に溶け込むような配色とすること</li> <li>・ 4種以上の遊び要素を有する複合遊具であること</li> <li>・ 規模は幅15m、長さ20m程度とすること</li> </ul>

	恐竜の造形遊具 (ア)	1基以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象年齢は6～12歳</li> <li>リアリティのある恐竜とすること（頭部など体の一部分も可）</li> <li>規模は幅2m、長さ3m、高さ2m程度とすること</li> <li>複合遊具と一体的になるよう配置すること （例：複合遊具の滑り台着地付近に恐竜の頭が口を開けて待っており、食べられてしまうような配置）</li> </ul>
	休憩施設	1箇所以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根を設けること（四阿等）</li> <li>保護者や子どもが座って休憩できるようにすること</li> <li>保護者が子どもを見守ることができる配置にすること</li> </ul>
あおぞら広場	恐竜の造形遊具 (イ)	1基以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象年齢は6～12歳</li> <li>あおぞら広場のシンボルとなるように配置すること</li> <li>恐竜の化石をモチーフとした造形遊具とすること</li> <li>規模は幅6m、長さ10m、高さ2m程度とすること</li> </ul>
	休憩施設	1箇所以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根を設けること（四阿等）</li> <li>保護者や子どもが座ることができるようにすること</li> <li>保護者が子どもを見守ることができる配置にすること</li> </ul>

### (3) 設計指針

- (ア) 丹波並木道中央公園の新たなシンボルとして、子どもの冒険心を育み、獨創性があるものとする。
- (イ) 遊具について、色調やデザインに統一感があること。
- (ウ) 遊具の配置について、当方が指定する「遊具設置可能エリア」内において、現地地形や既存の周辺施設（休憩施設・木陰等）、子どもの動線等に配慮して配置すること。
- (エ) 材質は腐食しにくく、耐久性に優れたものとする。
- (オ) 維持管理業務がしやすいよう、部材の交換・修繕が容易な構造であること。また交換部品の調達の容易性を考慮すること。
- (カ) 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成26年6月国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2014）」（2014年6月（一社）

日本公園施設業協会)に準拠すること。

- (キ)各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置し、安全性を考慮すること。
  - (ク)各遊具について、保護者の目が届くような構造にすること。
  - (ケ)ライフサイクルコストを考慮した点検の項目、時期、および費用を提示すること。
  - (コ)定期的なメンテナンスや部材の更新が必要である場合は、その時期、内容、費用を提示すること。
- (4) 造成および外構整備
- (ア)遊具が確実に設置でき、利用者が安全に使用できるような造成・外構整備を行うこと。
  - (イ)工事の影響により損傷した箇所については同等品以上で復旧すること。  
例：剥がれた芝を野芝で復旧
  - (ウ)あおぞら広場について、遊具設置可能エリア北側（かぐや側）および西側（碎石置場側）に柵等を設けること。ただし、遊具設置可能エリア西側（碎石置場側）については、人が出入可能な施錠機能付き施設（施錠機能付き門扉等）を一部設置すること。

#### 4-2 資料制作

各遊具の概要説明用のパンフレットを制作すること。なお、データサイズは、A3で2枚程度のものとし、監督員と協議のうえ作成すること。

### 5 施工体制

受注者は、現場代理人を工事現場に常駐配置すること。現場代理人は、本工事の運営、取締りを行うとともに、材料選定、設計施工、管理運営方法、維持管理方法についての的確に説明できなければならない。

なお、現場代理人は主任技術者等を兼ねることができる。

### 6 成果物

本業務の成果物は次のとおりとする。ただし、企画提案の内容により変更する場合がある。

- ①業務計画書、施工計画書
- ②業務・工事書類一式（設計図面、完成図面、材料確認願、工事打合せ簿、履行報告書、工事写真、工程管理書類、安全管理書類、写真管理書類、出来形管理書類、品質管理書類 等）
- ③設計施工による構造物
- ④概要説明用パンフレット：CD、DVDなどデジタルメディアに収録

### 7 本業務実施上の留意点

本業務の実施に際して次の事項に留意すること。

### 7-1 業務計画書及び施工計画書の提出

受注者は、企画提案書をもとに実施する業務の詳細について監督員と協議の上、業務計画書及び施工計画書を作成し、業務開始時まで発注者に提出すること。

### 7-2 建設副産物の処理

遊具設置等に伴い発生する掘削残土や樹木草類については、適切に処分すること。

### 7-3 仮設一般

仮設の施工にあつては周辺の安全対策に留意するとともに、事前に周辺地盤に及ぼす影響について十分検討を行い、施工すること。

### 7-4 出来形数量の提出

受注者は、工事の進捗に応じて、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出すること。また、これとは別に監督員が指示する場合は、その期日までに監督員に提出すること。

### 7-5 工事写真

ア 工事写真等の成果品は、「デジタル写真管理情報基準」に準拠して、写真ファイルを作成すること。デジタル写真の撮影にあたっては、有効画素数 100 万画素を標準とし、黒板の文字等の内容が判読できる制度を確保するものとする。また、記録形式は JPEG とし、圧縮率（撮影モード）については、圧縮率 0%（非圧縮に相当するモード）を基本とすること。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議の上決定すること。

イ 「デジタル写真管理情報基準」では、「写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。」となっているが、監督員の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。

ウ 電子納品の対象は、本県の定める「写真管理基準(案)」により、提出が求められる写真のみとし、同時に紙媒体でも提出することができるが、紙媒体の提出の有無については、事前に受注者と監督員双方で協議し、取り決めておくこと。

### 7-6 施設台帳等作成チェックリスト及び施設台帳等作成

受注者は、監督員の指示に従い、「施設台帳作成・登録マニュアル」（平成28年3月 兵庫県県土整備部）に基づいて、施設台帳等作成チェックリスト及び施設台帳等（施設台帳、点検台帳、法定台帳）を作成すること。

#### ア 施設台帳等作成チェックリストの提出

受注者は工事に着手する前に、現地調査を行い、当該工事の対象となる施設台帳の種類・数量を確認しなければならない。

また、施設台帳の種類・数量を整理した「施設台帳等作成チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出しなければならない。

#### イ 施設台帳等の作成・納品

受注者は、「施設台帳等作成チェックリスト」に記載した施設台帳等を作成

した際は、工事打合せ簿で監督員に提出し、監督員による確認を受けたうえ、施設台帳等作成チェックリストとあわせて工事完了時に成果品として発注者に提出しなければならない。

なお、受注者は、検査時に施設台帳等の修正指示があった場合、速やかに施設台帳等を修正して、監督員による確認を受け、発注者へ提出しなければならない。

## 8 その他

- ① 受注者は、やむを得ない事情により本業務を実施することが困難となった場合、遅滞なくその旨を監督員に連絡しその指示に従うこと。
- ② 本業務で得られた著作物等の成果等（著作権含む）については、発注者に帰属するものとする。  
また、第三者が権利を有する著作権については、受注者が本業務履行に関わるすべての著作権について利用承諾を得ることとし、そのために必要となる利用承諾手続きは受注者が行い、利用承諾に必要な費用は本業務に含むものとする。
- ③ 受注者は、本業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は本業務の実施に関して疑義が生じた場合は監督員と協議し、その指示に従うこと。

(別紙1号)

## 工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

契約担当者

兵庫県丹波県民局長 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

業務名	丹波並木道中央公園恐竜遊具等設計施工業務
施工場所	丹波篠山市西古佐90（丹波並木道中央公園内）
契約予定年月日	令和〇年〇月〇日
工期の始期日	令和〇年〇月〇日
工期	工期の始期日から 令和4年3月25日まで（〇〇〇日間）

※契約締結までに提出すること。

※契約書には、本通知書により通知した工期（工期の始期日及び終期日）を記載する。